

介護予防・日常生活支援総合事業
【多様なサービス】
指定・委託基準の概要説明

Ver.6

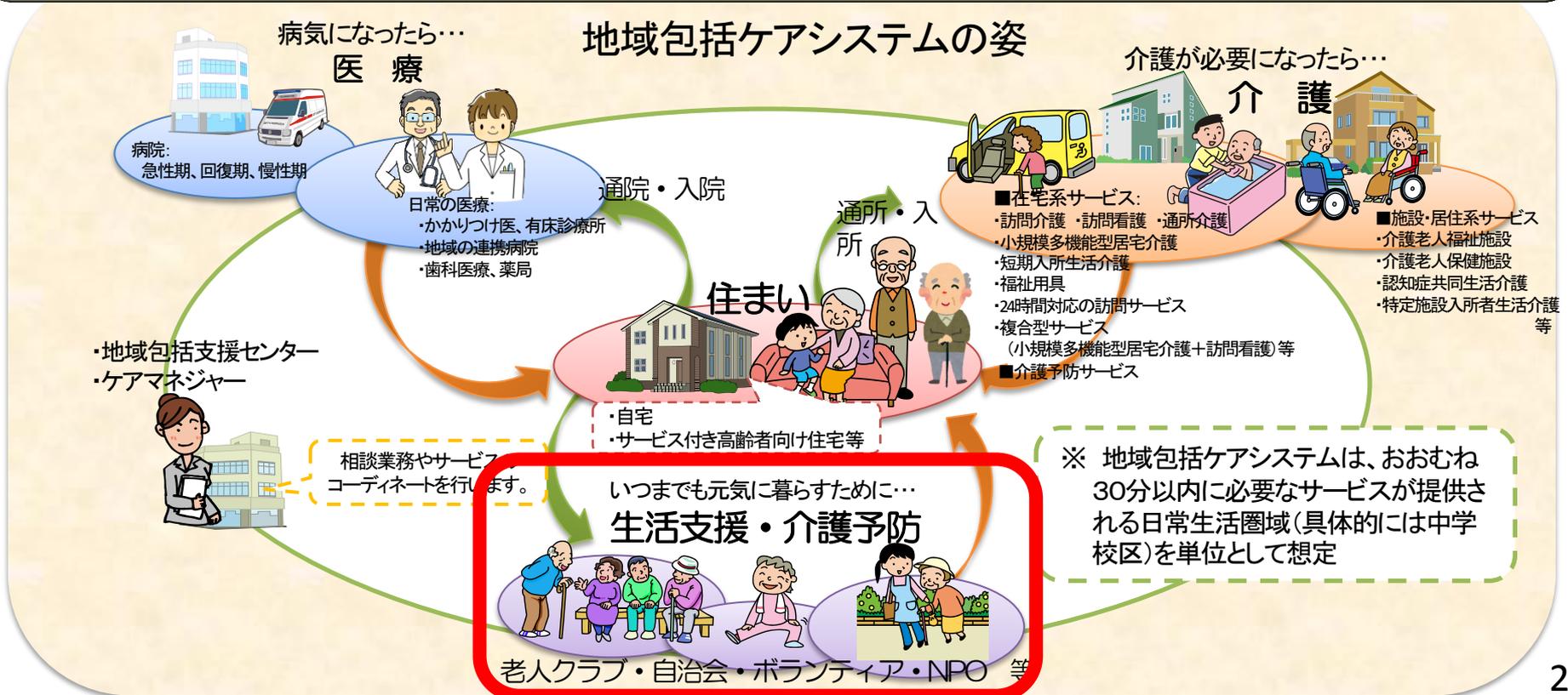
2021年4月

宗像市

介護保険課 高齢者支援課

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



地域支援事業の全体像

<改正前>

介護保険制度

<改正後>

【財源構成】

国 25%
都道府県 12.5%
市町村 12.5%
1号保険料 22%
2号保険料 28%

【財源構成】

国 39.0%
都道府県 19.5%
市町村 19.5%
1号保険料 22%

地域支援事業

地域支援事業

介護給付 (要介護1~5)

改正前と同様

介護給付 (要介護1~5)

予防給付
(要支援1~2)

訪問看護、福祉用具等

事業に移行

予防給付 (要支援1~2)

訪問介護、通所介護

全市町村で実施

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1~2、それ以外の者)

介護予防事業

又は**介護予防・日常生活支援総合事業**

- 二次予防事業
- 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

多様化

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス(配食等)
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
 - ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

充実

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
- **在宅医療・介護連携推進事業**
- **認知症施策推進事業**
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- **生活支援体制整備事業**
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

充実

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行(介護予防・生活支援サービス事業)

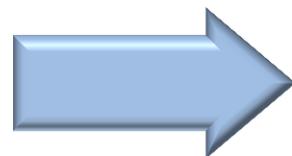
- 多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、予防給付の訪問介護、通所介護は、事業にすべて移行(平成29年度末まで)
- その他のサービスは、予防給付によるサービスを利用

予防給付によるサービス

- ・訪問介護
- ・通所介護

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入所者生活介護
- ・短期入所者生活介護
- ・訪問入浴介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・福祉用具販売
- ・住宅改修

など



訪問介護、通所介護
について事業へ移行

新しい総合事業によるサービス (介護予防・生活支援サービス事業)

- ・訪問型サービス
 - ・多様な担い手による生活支援
- ・通所型サービス
 - ・ミニデイなどの通いの場
 - ・運動、栄養、口腔ケア等の教室
- ・生活支援サービス(配食・見守り等)
 - ・介護事業所による訪問型・通所型サービス

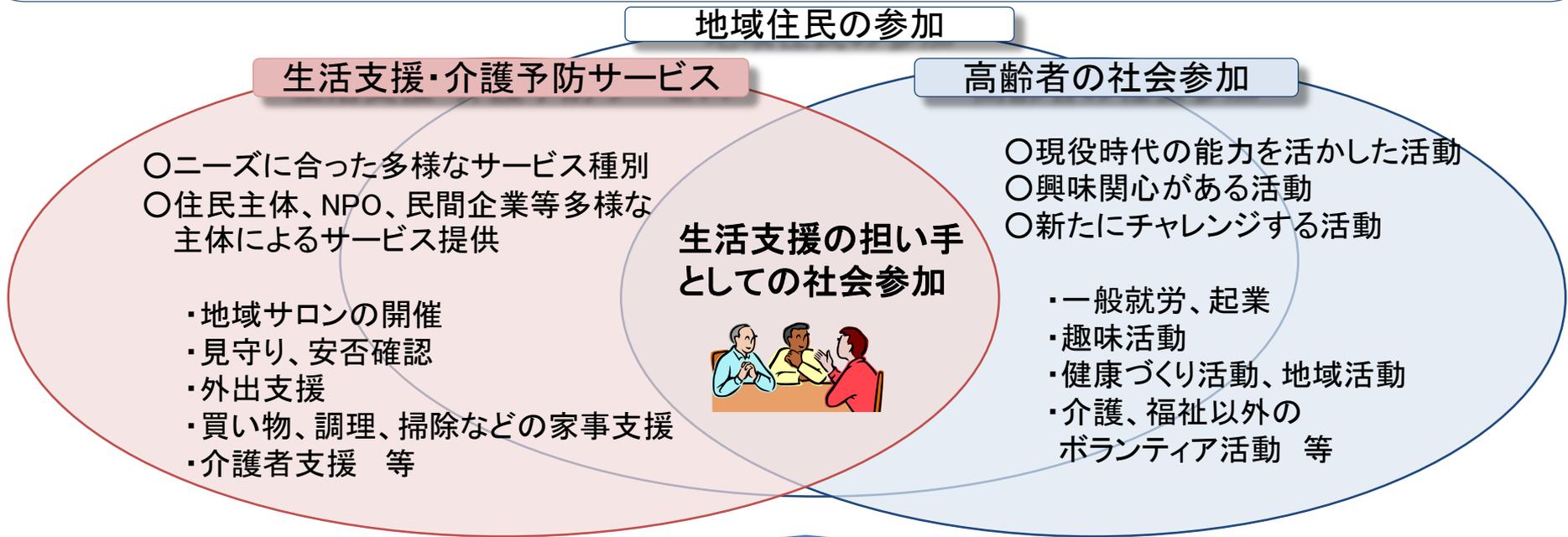
※多様な主体による多様なサービスの提供を推進

※総合事業のみ利用の場合は、基本チェックリスト該当で利用可

従来通り
予防給付で行う

生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化

バックアップ

都道府県等による後方支援体制の充実

総合事業の制度的な枠組み

1 介護予防・生活支援サービス事業の実施方法(ガイドラインP98～)

	概要	想定される実施例
①市町村の直接実施	市町村の職員が直接要支援者等に支援等を実施	保健師やリハビリテーション専門職等が行う短期集中予防サービス
②委託による実施	NPO・民間事業者等に、要支援者等への支援等を委託	NPO・民間事業者等が行う生活援助やミニデイサービス
③指定事業所によるサービス提供	市町村長が指定した事業者が、要支援者等にサービスを提供した場合に、その費用を支給(現行と同様の仕組み)	既存の事業者が行う介護予防訪問介護・通所介護等に相当するサービス
④NPOやボランティア等への補助	NPOやボランティア等に、要支援者等へのサービス提供などを条件として、立ち上げ経費や活動経費を補助(助成)	ボランティア等による生活支援や通いの場

2 サービスの基準(ガイドラインP107～)

市町村における総合事業の円滑な実施のため、以下のようなサービスの基準の例を示す。

<(例)通所型サービスの基準 ※下線は、市町村や指定事業者等が事業を実施する際に、法令上必ず遵守すべき次項。それ以外は参考例。>

	①従前相当通所サービス	②通所型サービスA(緩和した基準)	③通所型サービスB(住民主体による支援)
人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上 ・機能訓練指導員 1以上 ※支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 専従1以上 ・従事者 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に必要数 ※支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者 必要数
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ・必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所 ・必要な設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康管理 <u>・秘密保持等</u> ・事故発生時の対応 <u>・廃止等の届出と便宜の提供</u> 等(現行の基準と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔保持・健康管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 <u>・廃止等の届出と便宜の提供</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者の清潔保持・健康管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 <u>・廃止等の届出と便宜の提供</u>

サービスの類型(宗像市版)

①訪問型サービス

基準	従前の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①従前相当訪問サービス	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による 身体介護 、生活援助	主に生活援助 (例:掃除、洗濯、買い物、調理等)	住民主体の自主活動として行う生活援助 (例:買い物代行、ゴミ出し、電球替え等)	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース (例) ・主に 身体介護 を有する者 ・ 認知機能の低下 により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等	○現行の訪問介護相当の対象者以外 (身体介護を要しない人、認知機能の低下に伴う症状・行動等がない人) 利用者の生活機能の維持又は向上を目指す		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健師、看護師、理学療法士等	

②通所型サービス

基準	従前の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 従前相当通所サービス	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の通所介護相当の対象者以外 ○定期的に通所することで、心身・生活機能の維持又は向上を目指す 		<ul style="list-style-type: none"> ○ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース ○利用者の心身機能の機能回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指す ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定	補助(助成)	委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準 (※)	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準 (※)
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス

栄養改善を目的とした配食を実施。

訪問型サービスの概要

市が指定する訪問介護事業者が提供するサービス

	従前相当訪問サービス	訪問型サービスA(緩和した基準)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●主に身体介護を要する人 ●認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う人 ●退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な人 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体介護(排泄、食事介助、清拭、入浴等)及び認知機能の低下による人以外の利用者の生活機能の維持又は向上が認められる人
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ●入浴介助(見守り) ●排泄、通院、服薬介助 ●通院介助 ○掃除、洗濯、調理、買い物 ○薬の受け取り など 	<ul style="list-style-type: none"> ○掃除や整理整頓 ○衣類の洗濯や補修 ○食事の準備や調理 ○生活必需品の買い物 ○薬の受け取り など
提供時間	45～60分以内	1回30～60分以内
対象にならないサービス	<p>本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることは対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人以外の家族のための家事 ・模様替え ・草むしり、花木の手入れ ・来客の対応 ・ペットの世話、洗車、大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの など 	
運用	<p>介護保険サービスとの利用併用については、現行相当に準じるものとする。</p>	

訪問型サービスの指定基準

	従前相当訪問サービス	訪問型サービスA(緩和した基準)
人員	<p>①管理者 常勤・専従 1以上(要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす) ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>②訪問介護員等 常勤換算 2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>③サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上(一部非常勤職員も可能) 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者 3人以上</p>	<p>①管理者 専従1以上(常勤でなくても可) ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>②従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】 ※指定訪問介護及び訪問型サービス(介護予防訪問介護相当)と同一の事業所において一体的に運営する場合、従事者が訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)の業務に従事する時間は、「常勤換算で2.5人以上」の計算に参入できない。</p> <p>③訪問事業責任者 従事者のうち、必要数(常勤でなくても可) ※指定訪問介護及び訪問型サービス(介護予防訪問介護相当)と同一の事業所において一体的に運営する場合、サービス提供責任者は、指定訪問介護及び訪問型サービス(介護予防訪問介護相当)の基準の範囲内で兼務することが可能。その場合、訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)の利用者1人を指定訪問介護及び訪問型サービス(介護予防訪問介護相当)の利用者1人とみなして計算すること。 ※②及び③の必要数は、利用者の処遇に支障のない範囲で、指定事業者において判断し、事業を運営するに当たって適正な配置を行うこととする。</p>
設備	①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備・備品	
運営	<p>①運営規程等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③衛生管理 ④秘密保持等 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供等 ⑦個別サービス計画の作成</p>	<p>①運営規程等の説明・同意 ②衛生管理 ③秘密保持等 ④事故発生時の対応 ⑤廃止・休止の届出と便宜の提供等 ⑥個別サービス計画の作成(必要に応じて:ケアプランに記載の内容では不十分な場合)</p>

訪問型サービスA(一体型)人員配置例

【例1】利用者が要介護者または現行相当40人、訪問型サービスA 10人の場合(利用者50人)の訪問介護員(従事者)及び責任者

訪問介護員等	常勤換算2.5人以上 ※従業者が訪問介護員等の資格要件を満たす場合は、訪問介護サービスAの利用者へサービスを提供するのに要した勤務時間を国基準の常勤換算2.5人に参入できない。
従事者	必要数
サービス提供責任者	1人
訪問事業責任者	従事者のうち必要数

【例2】利用者が要介護者または現行相当35人、訪問型サービスA 5人の場合(利用者40人)の訪問介護員(従事者)及び責任者

訪問介護員等	常勤換算2.5人以上 ※従業者が訪問介護員等の資格要件を満たす場合は、訪問介護サービスAの利用者へサービスを提供するのに要した勤務時間を国基準の常勤換算2.5人に参入できない。
従事者	必要数
サービス提供責任者	1人 ※サービス提供責任者が、訪問事業責任者を兼務 ※要介護者と一体型で運営する場合、サービス提供責任者は、国基準相当サービスの基準の範囲内で、訪問事業責任者を兼務することができる。

訪問型サービスの介護報酬

	従前相当訪問サービス (従前の基準と同様)	訪問型サービスA(緩和した基準)
実施方法	指定事業所	指定事業所
ケア マネジメント	ケアマネジメントA	ケアマネジメントA
介護報酬 (包括報酬)	訪問Ⅰ(週1回): 1,172単位 訪問Ⅱ(週2回): 2,342単位 訪問Ⅲ(週3回): 3,715単位	なし
介護報酬 (1回あたり)		216単位/回
加算	介護保険に準じる	初回加算160単位 (新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に、指定訪問型サービスを行った場合)
減算	介護保険に準じる	集合住宅に居住する利用者 (※ 詳細は別紙参照)

通所型サービスの概要

	従前相当通所サービス	通所型サービスA (緩和した基準)	通所型サービスC (短期集中予防)
方針	国の定めたとおり	<ul style="list-style-type: none"> ○入浴、排泄、食事等の介助を行わない ○利用者のレクリエーション、行事を通じて機能訓練は行うものの、基本的にはサロンのような場を想定 ○レスパイト的位置づけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別のプログラム(計画)の作成 ○サービス計画をもとに生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能向上、うつ・認知症予防等のプログラムを提供 ○事前事後アセスメント(分析・評価)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●「多様なサービス」の利用が難しいケース ●集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース 	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の通所介護相当の対象者以外 ○定期的に通所することで、心身・生活機能の維持又は向上が認められるケース 	<ul style="list-style-type: none"> ○ADL(日常生活動作)、IADL(手段的日常生活動作)の改善に必要なケース (例) ・疾患等により、一時的な体調悪化により廃用化が進行し、ADL・IADLが著しく低下している者 ・退院直後等のリハビリが必要な者 ★3～6カ月の短期間で実施
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ●体操(生活機能向上) ●レクリエーション ●食事 など 		短期間に専門職による集中的なケア・機能訓練等を行う。
提供時間	原則3時間以上	1回 3時間30分以上	1回 90～120分程度
入浴	基本的に実施	入浴介助を行わないため、利用者の希望による(加算・減算なし)	行わない
送迎	自宅からデイサービスの間の送迎を行うことを基本としています。	原則、送迎あり。ただし、実施しない場合であっても減算は行わない。	

通所型サービスの**指定基準**

	従前相当通所サービス (従前の基準と同様)	通所型サービスA(緩和した基準)	
		一体型	単独型(注1)
人員	<p>①管理者 常勤・専従 1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>②生活相談員 専従1以上</p> <p>③看護職員 専従1以上</p> <p>④介護職員 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人につき専従0.2以上 (生活相談員、介護職員の1以上は常勤)</p> <p>⑤機能訓練指導員 1以上</p>	<p>①管理者 専従 1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>②従事者 ～15人 専従1以上 16人～ 利用者1人につき必要数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)と通所介護及び介護予防通所介護相当のサービスを一体的に運営する場合、人員基準については、通所介護及び介護予防通所介護相当のサービスの利用者数に対して、通所介護及び介護予防通所介護相当のサービス人員基準を満たしている必要がある。 ・必要数は、利用者の処遇に支障のない範囲で、指定事業者において判断し、事業を運営するに当たって適正な配置を行うこととする。 ・従事者は業務に支障がなければ通所介護または介護予防通所介護相当のサービスの兼務は差し支えない。 	
設備	<p>①食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</p> <p>②静養室・相談室・事務室</p> <p>③消火設備その他の非常災害に必要な設備</p> <p>④必要なその他の設備・備品</p>	<p>①食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</p> <p>②消火設備その他の非常災害に必要な設備</p> <p>③必要なその他の設備・備品</p>	<p>①サービスを提供するために必要な場所(2.5㎡×利用定員以上)</p> <p>②消火設備その他の非常災害に必要な設備</p> <p>③必要なその他の設備・備品</p>
運営	<p>①運営規程等の説明・同意</p> <p>②提供拒否の禁止 ③衛生管理</p> <p>④秘密保持等 ⑤事故発生時の対応</p> <p>⑥廃止・休止の届出と便宜の提供等</p> <p>⑦個別サービス計画の作成</p>	<p>①運営規程等の説明・同意</p> <p>②衛生管理</p> <p>③秘密保持等</p> <p>④事故発生時の対応</p> <p>⑤廃止・休止の届出と便宜の提供等</p> <p>⑥個別サービス計画の作成(必要に応じて:ケアプランに記載の内容では不十分な場合)</p>	

(注1) 単独型とは、要介護者向けのサービスを提供していない事業所や、別室、別時間、間仕切り等により空間を区別してサービスを提供している実施形態をいう。

通所型サービスA(一体型)人員配置例

【例1】利用者が要介護者または現行相当8人、通所型サービスA 7人の場合(利用者15人)の介護職員(従事者)

介護職員	1人以上 ※ 通所型サービスA利用者を含め15人まで処遇可
------	----------------------------------

【例2】利用者が要介護者または現行相当8人、通所型サービスA 15人の場合(利用者23人)の介護職員(従事者)

介護職員	1人以上 ※ 通所型サービスA利用者を含め15人まで処遇可
従事者	必要数

通所型サービスCの委託基準

通所型サービスC(短期集中予防)	
一体型	
人員	<p>①管理者 専従 1以上 ②専門職 専従 1以上</p> <p>※1 ①管理者、②専門職においては、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>※2 専門職においては、実施するプログラム(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能改善、うつ・認知症予防プログラム)に応じて、それぞれの配置(次頁参照)が必要</p> <p>③従事者 ~15人 2人(専門職含む) 16人以上 利用者1人につき必要数</p>
設備	<p>①運動器機能向上プログラムにおいては、(概ね3㎡×利用定員以上)</p> <p>②その他、個別の相談が可能なこと</p> <p>③消火設備その他の非常災害に必要な設備</p>
運営	<p>①運営規程等の説明・同意</p> <p>②衛生管理</p> <p>③秘密保持等</p> <p>④事故発生時の対応</p> <p>⑤廃止・休止の届出と便宜の提供等</p> <p>⑥個別のプログラム(計画)の作成</p>
備考	<p>※ 指定通所介護(予防)事業所と同一の場所を使用してサービスを提供する場合は、<u>プログラム</u>を明確に区分して行うこと。</p>

通所型サービスCのおもな仕様

項目	内容
概要	<ul style="list-style-type: none">・生活機能改善に特化した、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上、うつ・認知症予防の要素を含むプログラム。・希望者を送迎。・原則、1回／週の参加。
実施回数等	実施回数 1～6回／週 所要時間 90～120分／回
対象者	事業対象者は、原則、最初に「多様なサービスC型(短期集中予防サービス)」を利用することになります。 <ul style="list-style-type: none">●チェックリスト該当者(事業対象者)・要支援認定者●改善の意思が明確で、見込みがある人
運営方法	業務委託(公募)
職種 (専門職)	【運動器の機能向上】 (専門職)理学療法士、作業療法士等
	(栄養改善) (専門職)管理栄養士等
	(口腔機能向上) (専門職)歯科衛生士、言語聴覚士等
	【うつ・認知症予防】 (専門職)社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等
その他	●事前・事後のアセスメントを行い、対象者の機能が事業前後でどのように向上したか分析、評価を行う。

通所型サービスの介護報酬

	従前相当通所サービス (従前の基準と同様)	通所型サービスA (緩和した基準) 【一体型】 【単独型】	通所型サービスC (短期集中予防)
実施方法	事業者指定	事業者指定	委託
ケア マネジメント	ケアマネジメントA	ケアマネジメントA	ケアマネジメントA
介護報酬 (包括報酬)	事業対象者・要支援1: 月1,655単位 要支援2: 月3,393単位	なし	なし
介護報酬 (1回あたり)		317単位/回	5,500円/回
加算	介護保険に準じる	なし	なし
減算	介護保険に準じる	・定員超過による減算 ・職員の人員欠如による減算	なし
備考		送迎、入浴については、実施 してもしなくても加算・減算し ない	1回/週の利用